公益財団法人全日本柔道連盟

2022 年度 事業計画

I. 事業の概要

本連盟は、わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道(以下、単に「柔道」という。)の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすることを定款第3条で定め、定款第4条ではこの目的を達成するために実施すべき事業を定めている。

各事業の本年度の概要は以下の通りであり、具体的な事業については、各専門委員会及び特別委員会が中長期基本計画に基づいて策定し、加盟団体、事務局及び関係団体等と連携して取り組んでいく。

(1) 柔道に関する競技者および指導者の育成事業

昨年7月に開催された第32回オリンピック競技大会(2020/東京)においては、金メダル9個のオリンピック史上最高の成績を収めることができた。昨年10月には強化新体制を発足し、2年後に迫った第33回オリンピック競技大会(2024/パリ)に向けた選手強化に取り組んでいく。

次世代選手の育成については、各専門委員会、全国少年柔道協議会、および都道府県柔道連盟(協会)が連携し、少年柔道競技人口の拡大、青少年のタレント発掘から強化選手へつながる一貫指導体制の充実を図っていく。

指導者の養成については、指導者養成委員会が中心となって講習カリキュラムの改訂等、公認指導者資格制度の改善を図り、加盟団体と連携しながら全国各地で各種講習会を開催し、指導者育成体制の充実を図っていく。

(2) 柔道に関する競技会および講習会の開催事業

競技会の開催においては、大会事業委員会と医科学委員会が連携し、新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期しながら準備を進めていくが、状況によっては延期や中止も視野に入れながら対応していく。本年度は、グランドスラム東京の国際大会を始め、国内大会では日本代表選手選考を兼ねたトップアスリートの大会から、普及振興を目的とした各種大会まで各年代・レベルに応じた 18の全国大会を主催または主管し、競技人口の拡大、強化・育成および国民の柔道への理解を深めていく。

講習会の開催については、先に述べた指導者の養成に関する講習会の他、審判員の育成に関する講習会を開催し、審判員数の拡大、技能向上に努めるとともにオリンピックや世界選手権大会で活躍する国際審判員を養成していく。

また、本連盟役職員や加盟団体関係者を対象としたコンプライアンス研修、強化選手を対象としたアンチ・ドーピング研修等も開催し、柔道界一丸となってフェアプレーの実践に努めていく。

(3) 柔道用具の公認及び認定事業

本連盟では、主催する国内大会で使用する畳、競技者が大会で着用する柔道衣の認定を行ってい

る。公認畳については、畳業者から申請のあった畳を検査機関に依頼し、本連盟が定めた規格を満たしているか検査し、柔道競技中の競技者の安全確保に努めていく。

また、本連盟主催大会では、指定する検査機関の検査に合格し、認証を受けた柔道衣を着用するものとしている。対象となる主催大会では柔道衣の確認を厳格に行い、競技者が公平な条件で試合ができるように努めていく。

(4) 柔道に関する国際交流及び国際貢献事業

国際交流事業では、強化委員会派遣対象外国際大会について参加団体を募集するなど、国際交流の一環として希望する団体に国際大会への参加を斡旋する。また、海外柔道連盟から要請のあった選手団を受け入れ、練習場所の提供や斡旋を行う。上記の派遣や受け入れを通して、国際柔道連盟(IJF)、アジア柔道連盟(JUA)、東アジア柔道連盟(EAJF)および各国連盟等との連携を深め、良好な関係を構築しながら情報収集や意見交換を行っていく。

また、アジア諸国を中心に大学生を派遣する学生ボランティア海外派遣事業、リサイクル柔道衣および畳等の途上国むけ供与など国際貢献事業を通し、世界各地における柔道の普及、発展に努めていく。

(5) その他本連盟の目的を達成するための事業

選択肢や価値観が多様化する現代社会において、あらためて柔道の持つ価値、魅力を見つめ直し、 柔道のブランドを定義、確立していくことが重要である。ブランディング戦略推進特別委員会が中心 となって各専門委員会と連携しながら、競技の魅力を戦略的に発信していくことで競技人口やファ ンの増加を目指す。

更に、現代社会に求められるダイバーシティに対応すべく、「柔道における女性の活躍プラン」に基づく女性役員の登用促進等、女性活躍推進に関する施策に取り組み、また、様々な障がいを持つ方々に対しては、柔道を通じた心身の健全育成への取り組みを充実させ、年齢、性別を問わず、健常者、障がい者の垣根を越えた日本柔道界全体の発展に努めていく。

Ⅱ. 専門委員会等の事業計画

1. 総務委員会

- (1) 会議の開催 (オンライン開催)
 - ①全体会議 4回(5月、9月、12月、2月)
- (2) 規程類の整備

関連する法令等に照らして、現行の規程類が適合しているか、また、各規程類に則った運営がなされているかを検証し、必要がある場合には規程類を制定、あるいは改正して、公益法人として適切な組織運営を目指していく。

(3) スポーツ団体ガバナンスコード対応

スポーツ団体ガバナンスコードでは、年1回10月末までに遵守状況の自己説明を公表することが 定められている。事務局が作成した遵守状況の自己説明を点検し、必要があれば改善を提案してい く。

(4)登録関連事業

①加盟団体の登録状況の調査と支援

各都道府県連盟(協会)の登録担当者および資格管理者に対して登録状況のヒアリングを行い、課題を抽出する。また、各都道府県連盟(協会)の登録担当者および資格管理者に対して、オンライン登録システムの新機能に関する説明を行い、各都道府県連盟(協会)におけるオンライン登録システム運用の円滑化を図る。

②登録規程および関連する諸規程の改正

登録規程および関連する諸規程について整合性を図るとともに、実情にそぐわない条項の見直 しなどの検証を行い、より登録しやすい制度構築を図ることで、登録会員の増加および本連盟 や各都道府県連盟における登録事務の負担軽減を促進する。

③各資格制度の運用における登録システムの活用

指導者養成委員会および審判委員会との連携協力を深めることにより、資格制度の適切な運用 推進と、各都道府県連盟(協会)の資格制度運用に伴う負担軽減を促進する。

(5) 2023 年度事業計画および予算の策定

諸事業の推進を図る為、収入面においては会費収入等の安定化を図り、財政基盤の強化に努める。 予算執行においては、事業計画に基づいた健全な事業運営、予算執行に努め、適正な執行、経理処理がなされているか状況確認をしていく。

予算策定にあたっては、複数の委員会にヒアリングを実施しながら修正予算、執行状況を作成することで、適正な予算執行と予算管理に対する意識を持ってもらう。

2. 大会事業委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 6回(5月、6月、7月、9月、12月、1月)
 - ②委員長・副委員長会議 3回

スムーズな大会運営を行うための方策を検討し、大会運営基準の全国統一化を推し進める。2023 年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行 う。また、今年度は全国小学生学年別大会代替イベントや全日本シニア体重別選手権大会など新 設大会の検討を行う。

(2) 国内大会運営規程改正

昨年度作成した「大会運営ガイドブック 2021」および「大会係員競技資料作成のためのガイドライン」をもとに「全柔連大会運営規程」の改正を行う。ガイドブックについては、動画資料などを取り入れさらに充実したものに更新する。

(3) 国際大会の運営(2大会)

国際柔道連盟等の規則に則った競技運営を行う。

- ①グランドスラム(GS)東京(12/2~4)
- ②日本ベテランズ国際柔道大会(未定)
- (4) 国内主催大会の運営(18大会)

「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い、大会を成功させると共に、国内における大会の大会運営基準を統一化する。

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会(4/2~3)
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会(4/17)
- ③全日本柔道選手権大会(4/29)
- ④全国少年柔道大会(5/4~5)
- ⑤全日本柔道形競技大会(6/11)
- ⑥全日本少年少女武道(柔道)錬成大会(7/31)
- ⑦全国高等学校柔道大会(8/6~10)
- ⑧全国高等学校定時制通信制柔道大会(8/7)
- ⑨全国中学校柔道大会(8/22~25)
- ⑩全国小学生学年別柔道大会代替イベント (8/28)
- ⑪全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 (9/10~11)
- ⑫マルちゃん杯全日本少年柔道大会 (9/18)
- ⑬国民体育大会柔道競技(10/8~10)
- ⑭講道館杯全日本柔道体重別選手権大会(10/29~30)
- ⑤文武両道杯全国高校柔道大会(12/18)
- 16全国高等学校柔道選手権大会(3/20~21)
- ⑪近代柔道杯全国中学生柔道大会(3/25~26)
- (18)全日本シニア柔道体重別選手権大会(未定)

3. 広報マーケティング委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 2回
 - ②まいんど部会 4回
- (2) マーケティング

第32回オリンピック競技大会(2020/東京)終了後の補助金・助成金の減額、既存スポンサーの 協賛金減少、特別賛助会員の剥落等の減収を補填すべく、新たな収入源を探索し、財務安定化に 資する。

- ①既存スポンサーの商品カテゴリーを精査し、新たなスポンサーを開拓する。
- ②従来の露出を精査し、ブランディング戦略推進特別委員会と連携のうえで新たな「売り物」を開発する。
- ③プロモーションを推進する。
- (3) データ蓄積・開示
 - ①試合結果等、柔道に関わる基礎資料を蓄積する。
 - ②セキュリティーに配慮しつつ蓄積した情報を開示する。
 - ③アプリケーションとして大会進行表示システムを開発、実装する。
- (4)「まいんど」発行等
 - ①広報誌「まいんど」の発行 4回(5月、8月、11月、2月)
 - ②広報誌「まいんど」のデジタルブックをホームページ (HP) 上で公開

「まいんど」電子媒体での発信を進め、過去記事の利活用を可能にし、速報性と情報蓄積を兼ね備えた媒体となることを志向する。

- (5) 連盟HPを用いた情報発信、保守・運用
 - ①どの情報をどの媒体で発信するかを戦略的観点から整理することにより、適時・適切かつ効率 的な情報発信方法を検討する。
 - ②情報発信マップに沿った発信を実現する体制を整備する。
 - ③記者会見、電子情報、印刷媒体を有機的に連携させつつ情報を発信する。
 - ④連盟ホームページの保守・運用

柔道に関する情報を発信することにより、柔道界の基盤を拡充するとともに、マーケティングへ 好影響を与える。

4-1. 教育普及·MIND委員会(全体)

- (1)会議の開催
 - ①部会長会議 1回 (オンライン)
 - ②委員長・部会長個別会議 4回 (オンライン)
 - ③指導者養成委員会等、他の部会執行部との合同会議 3回 (オンライン)
 - ④委員長、副委員長、部会長、副部会長会議 1回
 - ⑤ 高齢者向けプログラム ワーキンググループ (WG) 6回 (オンライン)
 - ⑥運動部活動の地域移行WG 6回(オンライン)

教育普及・MIND委員会における各事業が円滑に進められるよう計画、調整を行い、適宜報告、確認を行い本委員会(各部会)の各事業の具現化を目指す。

さらに各部会の業務推進状況を精査するため、委員会毎に委員長と部会長の個別会議を行う。 また、他部会との合同あるいは関連事業を実施する場合、事業推進のスピード化、的確化を図るために、他部会執行部と本部会執行部との間で合同会議を行う。

(2) 視察

- ①教育普及部会関連の講習会、イベント事業
- ②形部会関連の研修会、合宿
- ③視覚障害者部会関連の大会、合宿
- ④知的障害者部会関連の大会、講習会
- ⑤全国少年柔道協議会、スポーツひのまるキッズ等の教室視察
- ⑥指導者養成委員会などの講習会への協力

教育普及・MIND委員会に係る事業、大会、合宿を視察し、教育普及・MINDにおける問題点、課題を見出し、本委員会(各部会)の各事業に反映させる。また、本委員会・部会で作成・監修した柔道指導用教育教材や指導方法について他の委員会の事業で紹介して戴くなどの積極的な施策展開を図る。

4-2. 教育普及・MIND委員会(教育普及部会)

- (1)会議の開催
 - ①部会 3回(対面1、オンライン2)
 - ②各 WG 会議 4回(対面2、オンライン2)

教育普及部会における各事業が円滑に進められるよう計画、調整を行い、適宜報告、確認を行い 本委員会(各部会)の各事業の具現化を目指す。

各担当の業務内容を確認し業務、業務のすみ分け、調整を行う。

- (2) 柔道教室の開催(10か所)
 - ①一開催2名(男性講師1名、女性講師1名)の講師派遣を原則とする
 - ②女性指導者派遣増進策として、現状の体制に女性指導者1名を派遣
 - ③リモート開催実施

柔道の正しい普及のために、指導のあり方を現地指導者と共に考え、知識、技術の共有化を図る とともに、基本から応用まで参加者の技能レベルに応じた技術講習とする。

コロナ禍においてリモート開催を検討実施する。

事務局職員も数か所帯同し、講師と各県との柔道教室の写真を撮影しHPに掲載する。

(3) 視察

- ①大会講習会等2回
- ②他競技団体等の大会イベント視察

柔道普及にかかわる指導者、指導法等の課題、問題点を見出し、本部会の教育普及事業に反映させる.

他競技団体等の大会イベント内容を本連盟大会イベント事業に反映させる。

(4) 派遣講師研修会の開催

本連盟および日本武道館主催等の講習会に派遣される講師を対象に、各講師の経験、抱える問題 点、効果的な指導方法などについて、意見交換を行い、知識と意識を共有、柔道の基本、正しい指 導・普及の共通理解を得て相互のレベルアップを図ることを目的とする。

東京、大阪が原則だが、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、比較的感染者数の少ない(リスクが低い)地域での実施、リモート開催実施を検討し可能なら実施を試みる。

(5) 柔道教育現場 (海外) の実態調査

オンラインを活用しての情報・ツール等共有を図る。

海外の柔道教育普及における各国の問題点、普及施策、教育ツール、イベント等の情報を調査する。海外の柔道の実態を把握することで、各国の柔道の教育普及の展開方法を参考にし、更に海外へ派遣する指導者に対しての正しい情報を提供できる。また、各国の教育普及部門と連携を図ることにより、柔道普及に対する問題点、教育普及施策の情報交換を行い、我が国の教育普及に生かす。将来的には、日本がイニシアティブをとりながら世界共通の教育普及施策を展開していく。

- (6) 大会におけるイベントの開催
 - ①国民体育大会柔道競技(10月、栃木)
 - ②GS東京(12月、東京)

各大会で選手と来場者との交流の場を設け、世界選手権大会等で活躍する選手を身近に感じてもらい、柔道に親しみを持ってもらう。併せて記念品や参加者アンケート等に教育的なエッセンスを取り入れる。

4-3. 教育普及・MIND委員会(柔道MINDプロジェクト部会)

- (1)会議の開催
 - ①部会 3回(対面1回、オンライン2回)
 - ②WG会議 4回

柔道MINDプロジェクト部会における各事業が円滑に進められるよう計画、調整を行い、適宜報告、確認を行い本部会各事業の具現化を目指す。

勝利至上主義を戒めることをミッションに本部会事業における問題点、課題について、精査、検 討を試みる。

(2) 視察

柔道MINDプロジェクトに係る問題点、課題を見出し、本部会の各事業に反映させる。

(3) ホームページ充実・発展・活用

本部会の事業で得た結果を生かし、ホームページを活用して柔道MINDプロジェクト・柔道 for ALL の啓発を試みる。

柔道の新しい価値観、美意識の構築をめざし勝利至上主義に対しての問題提起を図る。

(4) リーフレットデザインの有効活用

リーフレットデザインによるリーフレット作成、ポスター増刷し、その有効活用を図る。

本連盟主催大会プログラムへ挿入等を実施。

各加盟団体に配布、掲示及び活用を促す。

リーフレットデザインを活用しての柔道MIND啓発を試みる。

- (5) MIND賞 創設
 - ①全国中学校柔道大会(8月22日~25日・須賀川アリーナ)
 - ②各都道府県からの推薦

大会や各都道府県からの推薦を通して柔道MINDプロジェクトの趣旨に則った選考基準・選考 方法によって選考する。

(6) リモート柔道教室での「柔道MIND講話」

柔道の新しい価値観、美意識の構築をめざし勝利至上主義に対しての問題提起を図る。

4-4. 教育普及・MIND委員会(形部会)

- (1)会議の開催
 - ①部会 3回
 - ②小部会

形合宿時(全日本形強化合宿)および全日本形競技大会後に形部会会議を開催する。また必要に応じて、小部会を開催する。

形を通しての基本的技能指導法および生涯スポーツとしての形の活用方法を検討する小部会を開催する。

(2) 全日本形地区予選視察及び有望組発掘

全日本形競技大会の予選が行われている4地区(東京・関東・東海・北信越)へ部員を派遣し、審査 状況を把握するとともに、有望な選手がいるか等視察し、有望な選手は強化組として指名し、競技 力を向上させる。

(3) 国際形指導者交流

講道館で開催される夏期講習会時に、世界から集まるインターナショナルおよびコンチネンタル 形審査員を集めて、各国の形の情報交換会を開催し、世界での形の普及発展に寄与する。

(4) 都道府県形講習会

形の競技者・指導者・審査員の普及・育成のために、乱取の形(投、固の形)を主として形講習会 を開催する。本年度は栃木県、新潟県、香川県、佐賀県で開催予定。

(5) 国際形大会派遣

毎年行われる世界形選手権大会及びアジア形選手権大会へ、役員、選手団(監督、コーチ、代表 組各形1組)、審査員試験受験者2名を派遣する。

世界形選手権大会(ポーランド・クラクフ): 各形1組及びジュニア2組の計7組 アジア形選手権大会(未定):3組

また、世界形代表組決定後、講師を選手の練習先へ派遣し、個別分散合宿を行う。代表組が所属する連盟と連携して、中高大学生等への普及としてこの合宿への参加、見学等を可能にする。

(6) 形合宿・国際大会代表選考会

形の指導者、選手、審査員の普及のため、年に2回形合宿を行う。

参加希望者を全国から募り、形部会委員による形の指導を行う。

全日本形競技大会で選出された強化選手(A/B)は、1度目の合宿時に行われる国際大会代表選考会に参加することができ、成績により世界形選手権大会及びアジア形選手権大会の代表を決定す

る。強化選手 A (各形最大 3 組、計 15 組)は、国内交通費及び宿泊費を本連盟が負担する。

場 所:講道館

合 宿:2泊3日 年度内2回(6月下旬・翌2月)

選考会:6月下旬合宿時

(7) 形審査員試験・研修会

北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県で開催(オンライン研修会も含む)。

①試験

国内の形審査員資格を取得するための試験で、全日本形競技大会で採用している 7 種目(投・ 固・極・柔・護・五・古)。各形筆記試験及び実技試験を行う。審査員資格を取得し、各所属 での形普及に尽力されることが期待できる立場の指導者としての養成につなげる。

②研修会

形審査員資格保有者対象の研修会を行う。

資格保有者は資格を取得後、必ず4年以内に1度この研修会に参加し、審査員として知識のブラッシュアップを行う。形の現状を把握し、各所属において形の普及組織作りの中心となって活躍されることが期待できる。なお、審査員試験受験希望者も参加することができる。オンラインによる研修会も並行して行う。

(8) ジュニア向けガイドブック作成

ジュニアの形の競技者を増やすため、講道館形教本を参考に、ジュニア向けの形競技ガイドブックを作成する。まずは世界形選手権大会のジュニア部門において競技されている投の形及び固の形の2つとする。

競技者だけでなく、指導者も参考にできるように、分かりやすい内容で作成することを心掛ける。

4-5. 教育普及・MIND委員会(視覚障がい者柔道連携部会)

- (1)会議の開催
 - ①部会 4回

本連盟と日本視覚障害者柔道連盟での情報共有を図り、スピード感をもって効率的な支援を行う。

- (2) 視覚障がい者柔道啓発活動一層の促進
 - ①本連盟加盟諸団体等との連携
 - ②本連盟指導者講習会、柔道教室等を通しての啓発活動
 - ③各種大会での啓発活動及び選手発掘
 - ④各種大会プログラムでの広報及び広報誌、HP等への情報掲載
 - ⑤眼科医との連携
 - ⑥全国盲学校との連携強化(全国盲学校体育連盟協働)
 - ・視覚障がい者柔道の理解を図り、競技人口の増加につなぐ
 - ・視覚障がい者柔道を幅広く認知してもらう

- ・他団体等との情報交換を通して、新たな有力選手発掘を図る
- ・全国盲学校体育連盟を通じた盲学校学内事業との接点強化
- (3) 2024 パリパラリンピックに向けた体制・組織強化支援
 - ① 映像含む情報分析メソッドの提供
 - ② 医科学分野での支援
 - ③ 研修会等への講師派遣
 - ④ 視覚障害者柔道審判員セミナーでの養成継続
 - ⑤ 国立スポーツ科学センター (JISS) 映像分析チームとの連携強化

チーム強化を目的として以下の項目についての支援を通し、昨年度までのチーム弱点を早急に補 完強化する。

- ・情報分析メソッドに係る情報提供による対戦相手分析促進
- ・医科学分野での人的および経済的支援による早期治癒体制確立
- ・トレーニングサポート等の情報提供による体力強化環境整備
- ・選手のみならず、強化スタッフ研修による指導力アップ
- ・国際視覚障害者スポーツ連盟 (IBSA) JUDO との連携を深め、円滑な国際大会運営を目指す
- (4) 大会への支援(国際大会の開催及び海外派遣)

【開催支援】

東京国際視覚障害者柔道選手権大会 (未定)

第37回全日本視覚障害者柔道大会(講道館/9月11日)

IBSA柔道グランプリ東京大会(未定:12月4日)

【派遣支援】

アジアパラ競技大会(中国 杭州/10月9日~22日)

- ・東京パラリンピック後のレガシーとして、IBSA柔道グランプリを東京に招致する他、講道 館で行う国際大会運営に関わる支援を継続し、大会を成功に導く。
- ・国際大会派遣にあたり、メダル獲得の成果を出せるように、必要な支援をする。
- ・各国際大会を通して得た情報を集約し、2024年パリ大会に向けた課題を明確にして、中期選手 強化計画につなぐ。
- (5) ろう者柔道への支援
 - ①体制・組織強化
 - 一般社団法人日本ろう者柔道協会の体制・組織強化への支援
 - ②選手強化支援
 - ア 選手強化合宿への指導者、練習相手、補助者等の派遣
 - イ 合宿及び選手派遣への経済的支援
 - ウ 強化選手選考会等への審判員等の派遣
 - ③派遣支援

第24回夏期デフリンピック競技大会・柔道(ブラジル、5月1日~15日)

4-6. 教育普及・MIND委員会(知的障がい者柔道振興部会)

- (1)会議の開催
 - ①委員会部会長会議 3回

- ②部会 5回(オンライン4回、対面1回)
- ③WG 5 回
- ④強化選考に関する会議
- ・他委員会との情報共有を図り、スピード感をもって効率的な会議を行う。
- ・知的障がい者(ID)柔道強化指定選手選考規程に則り、国際大会へ派遣する選手の選考を行う。
- (2) 第3回全日本ID柔道選手権大会の開催(5月~6月)
 - ・全柔連TVで大会映像配信・大会情報 SNS 発信・ID柔道安全指導研究会等で活用する。
 - ・本部会の存在を全国に周知するとともに、知的障がい者柔道振興に対し理解協力を求める。
 - ・国際大会派遣の予選とする。全国の情報が集約でき、振興に関する課題が明らかになる。
- (3)強化合宿の開催(8月)

16名(国際大会派遣予定選手 10名+監督コーチトレーナー5名+ドクター1名)の参加で、2泊3日の予定。全柔連TVで合宿映像配信・ID柔道安全指導研究会等で活用する。

知的障がい者柔道振興部会が承認したID強化選手ならびに一般選手の参加を認めることにより、 知的障がい者柔道の振興に寄与する。

- (4) 普及および啓発活動
 - ① I D柔道安全指導研究会の開催(指導者対象)(2回)
 - ② I D柔道講習会・合同練習会の開催(1日間×5回、5都道府県)、健常者の知的障がい者理解の 促進
 - ③ I D柔道ハンドブックの活用・広報活動(まいんど掲載・WEB 掲載・動画作成)
 - ④全柔連TVで合宿映像の配信
 - ・知的障がい者柔道の理解と人口増加を図る。
 - ・知的障がい柔道を幅広く認知してもらう契機とする。
- (5) 国際大会への参加及び視察
 - ①世界知的障がい者柔道選手権大会(10月、フランス)

7名(選手男女各2名+監督コーチ3名)×6日間を予定

②バータスアジア・オセアニア競技会(11月、オーストラリア)

10名(選手男女各2名+ダウン症選手男女各1名+監督コーチ4名)×8日間を予定

③バータスヨーロッパ競技会(7月、ポーランド)

部会員3名×4日間で視察を予定

- ④中国・韓国との合同事業
- ・ I D柔道選手の海外派遣、国際交流の機会を与える。
- ・知的障がい者柔道大会の運営方法をついて学ぶ。
- ・これからの振興方法のヒントを得る。
- ・アジア・オセアニア地域の知的障がい者柔道の現状を把握する。
- (6)調査研究活動
 - ①国内における関係講習会への参加
 - ②他競技大会等の視察
 - ③関係者への情報提供
 - ④ I D柔道科学研究
 - ⑤知的障がい者柔道の全国実態調査

- ・他競技を視察することにより、情報収集や大会運営方法について学ぶ。
- ・知的障がい者スポーツの関係団体と連携を図る。
- ・知的障がい者柔道の全国実態調査の結果を受けて、ID柔道講習会・合同練習会の開催場所を 決定する。

5. 審判委員会

- (1)会議の開催
 - ①審判委員会 4回(5月、9月、12月、2月)

国内におけるルール等について検討を行うとともに、審判員の技能向上のための資料等を作成 し、見解の統一を図る。

②選考審査部会 4回(5月、7月、11月、2月) 審判員の審査を行い、高度な技能をもった審判員の拡充を図る。

③委員長・副委員長会議 4回

審判委員会で検討すべきことを事前にまとめ、委員会が円滑に進むよう調整を行う。

④資格検討部会 4回(4月、5月、6月、7月) 他の資格制度と連携し、都道府県柔道連盟(協会)が管理しやすい資格付与及び管理方法について検討する。

(2) Aライセンス審判員試験

全国各地で開催される大会に試験官を派遣し、試験を実施。今年度も講習会及び学科試験はオンラインで行い、実技試験を全日本ジュニア地区予選大会で行う。

- (3)審判員研修会・講習会
 - ①Aライセンス研修会(東京・大阪)
 - ②審判員強化研修会

昨年度に引き続き、対面講習ではなくオンライン講習会を推し進める。Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく

また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。

今年度も都道府県への講師派遣が難しいことから講師派遣事業は規模縮小とし、教材の提供およびオンライン講習会を主とする。

- (4) 国際審判員養成
 - ①国際大会派遣

I J F 公式大会をはじめ、各種国際大会へ審判員を派遣し、国際大会で活躍できる審判員の養成に努める。

② I J F 審判員試験派遣

I J F 審判員試験のうち、コンチネンタルへ 4 名、インターナショナルへ 1 名の受験者を派遣し、国際審判員層の充実を図る。

(5) 審判委員派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを活用しながら審判の精度を高め、大会の充実を図る。

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③全日本柔道選手権大会
- ④全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑤国民体育大会柔道競技
- ⑥講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

(6) 審判員審査

下記大会へ審判委員を派遣し、審判員技量の審査を実施し、国内大会の審判員選考をはじめ、国際大会派遣審判員、Sライセンス審判員等の選考のための審判員技量の審査を行う。

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③全日本柔道選手権大会
- ④全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑤国民体育大会柔道競技
- ⑥講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

6. 強化委員会

- (1) 大会視察および会議の開催
 - ①各種大会視察および大会後等に男女あわせて8回の委員会を開催する。
 - ②強化コーチ研修会、強化フォーラムをそれぞれ1回開催する。
 - ・強化委員会に対し、選手選考案を提示するため、強化コーチによる本連盟主催の主要大会を視察する。
 - ・会議においては主に各種国際大会や強化選手の選考、大会成績に基づく検証等を行う。
 - ・強化コーチの資質向上および情報共有を目的とした強化コーチ研修会を実施し、普段の業務内 容や関係性など本来の目的を見直すと共に実態把握をする。また、専任コーチについては日本オ リンピック委員会(JOC)コーチアカデミーを受講させ、コーチとしての資質向上に努める。
 - ・強化選手の所属指導者を集め、強化フォーラムを実施し、強化委員会の方針や各種大会、合宿などの情報共有をすることで、連携を密にし、強化体制を強固なものにしていく。
- (2) 国内大会視察、コーチ会議

全国レベルの大会に強化コーチを派遣して大会を視察し、強化委員会に諮る前の議題をコーチ 会議で協議し、コーチ案としてまとめる

- ・国内大会を視察し、その後の強化委員会で強化選手や大会派遣選手選考をする際の資料をまとめる。
- ・強化委員会に提案するコーチ案をまとめるため、コーチ会議を実施する。また、次年度予算や事業計画の素案もコーチ会議で協議する。
- (3) 国際総合競技大会(JOC派遣大会)への派遣
 - ①第19回アジア競技大会(2022/杭州)
 - ②国際大学スポーツ連盟(FISU)ワールドユニバーシティゲームズ(2021/成都)
 - ・JOCが派遣する国際総合競技大会に選手団を推薦し、派遣する。2022 年度はアジア競技大会が中国で開催され、JOCとしてはメダル獲得のできる選手団を編成することを掲げていることから、強化委員会としても高い目標を掲げ、それを目指した選手選考を行っていく。
 - ・6月には1年延期となったワールドユニバーシティゲームズが中国で開催される。本大会へは、 次代を担う大学生を選考し、推薦する。

(4)科学研究事業

強化委員会、男女監督等からの要請に応じて科学的観点よりサポートを行う。また、競技力向上に 資する研究、情報提供を行う。

①体力測定

強化選手、全中大会出場者、競技者育成事業に参加する小学生の測定を実施し、選手、サポートスタッフ、所属などへフィードバックする。強化選手に対してはサポートスタッフやコーチから結果を基にした指導を行う。小中学生データについては選手発掘、育成のための基礎資料として蓄積する。

②映像情報分析活動

日本スポーツ振興センター(JSC)のハイパフォーマンスサポート事業と連携し、各種大会の試合を撮影、その映像で強豪選手の特徴、審判員の傾向などの分析、研究を行い、選手、コーチに情報提供をする。

③研究成果報告書の作成

「柔道科学研究」、「全中体力測定報告書」を発刊、関係者に配布し、科学研究部としての活動報告とするだけでなく、情報を広く世間に提供していく。今年度は科学研究部創設から東京 2020 大会までの活動をまとめた冊子を発行する。

④柔道競技パフォーマンスプロジェクト

柔道の競技力向上を目指す大学柔道選手を対象に、様々な稽古中の心拍数を計時的に追跡し、柔道競技の運動強度を定量化する。最終的には、柔道の運動強度特性に基づくトレーニング法の開発を進め、さらにメンタルコンディションに応じたパフォーマンス向上に資する心理的介入方法に関する知見を集積していく。

⑤国内ポイントシステム等の情報データベースの改善、管理、運用

国内ポイントシステムを運用し、世界選手権代表やオリンピック代表選考のみならず、各種国際大会等の選考の資料として監督・コーチ等にフィードバックしていく。算出プロセスを自動化して運用精度を高め、各種大会後にはポイント加算等の更新作業を迅速に行う。また、科研 WEB サイトの更新を実施する。

⑥メダルポテンシャル要因の抽出に関する研究

柔道選手の将来予測は少なくとも高校以降でなければ難しいとの指摘があるため、将来性を加味したジュニア選手の発掘や選考を実施していない。この課題を解決するため、オリンピックメダリスト等の国際レベルにあるトップアスリートの「幼少期の運動、スポーツ活動状況」、「専門的な競技開始年齢」、「指導者との出会いや競技環境」、「体力、技術、競技パフォーマンス(記録)の変遷」、「ピークパフォーマンス到達年齢およびハイパフォーマンスの維持年齢」、「養育者のスポーツ観」などの量的、質的な説明変数を抽出し、選手発掘に資する根拠を蓄積していく。

(5) 国際大会派遣、国際大会視察(JOC選手強化NF事業)

男子 シニア 6 件、ジュニア 5 件 計 11 件 女子 シニア 7 件、ジュニア 6 件 計 13 件

- ・10月に開催される世界選手権大会において金メダル6個以上を目標として取り組む。
- ・8 月までは世界選手権、アジア大会代表選手を中心に国際大会へ派遣することで世界の強豪選手の動向や状況把握をしていく。また、ランキング上位に入ることでシード権獲得を目指す。
- ・11 月以降はワールドマスターズや 1~3 月に欧州での各大会に対し 2023 世界選手権大会代表 候補となりうる選手を派遣していく。
- ・ジュニア、カデの世界選手権大会に第34回オリンピック競技大会(2028/ロサンゼルス)を見据えた選手を派遣し、若手の育成を進めるとともに同年代の世界の動向も把握していく。
- ・主要国際大会に強化スタッフを派遣し、外国人選手をはじめとする各国の情報収集をし、選 手、コーチに情報提供していく。
- ・上記内容はコロナ禍により予定通り実施できないことも想定し、代替事業など、状況に応じて 柔軟に対応していく。
- (6)海外合宿(JOC選手強化NF事業)

男子 シニア1件、ジュニア3件 計4件 女子 シニア0件、ジュニア4件 計4件

※大会に伴って行われる合宿を含む

・ジュニア、カデ選手においては大会に伴って行われる合宿に参加し、大会出場で明らかになった課題や反省点を改善させる場とする。

- ・日韓交流事業としてジュニア選手を韓国に派遣し、競技力向上を図ると共に文化交流を実施する。
- ・シニアにおいては新型コロナウイルスの影響により各国とも合宿を実施できていないため、今後、多数の国が参加される見込みのある合宿が実施される場合は、外国人選手と実際に組むことはもちろん、世界選手権前の各国強豪選手の動向をリサーチすることも目的として選手派遣を検討していく。
- ・上記内容はコロナ禍により予定通り実施できないことも想定し、代替事業など、状況に応じて 柔軟に対応していく。
- (7) 国内強化合宿(JOC選手強化NF事業)

男子 シニア 7 件、ジュニア 5 件 計 12 件 (個別分散を含む) 女子 シニア 5 件、ジュニア 6 件 計 11 件 (個別分散を含む) ジュニアブロック合宿 5 件 (岩手県、福井県、京都府、高知県、福岡県) 小学生合宿 2 件

- ・9 月までは世界選手権、アジア大会、ワールドユニバーシティゲームズに向けたシニア合宿を 実施し、選手強化および大会前の調整を行っていく。
- ・11 月以降はグランドスラム東京、冬季欧州大会に向けたシニア合宿を実施し、選手強化および 大会前の調整を行っていく。また、11 月の講道館杯で強化選手が入れ替わった後の合宿では各 種講習を実施し、選手に誓約書を提出させるなど、教育的合宿も行っていく。
- ・ジュニア、カデにおいては第33回オリンピック競技大会(2024/パリ)、第34回オリンピック競技大会(2028/ロサンゼルス)を視野に入れた強化方針のもと、ジュニア合宿を実施すると共に全国5ヶ所ではジュニアブロック合宿を実施し、強化選手と地元選手との合宿を通じて底上げを図る。
- ・長期的に活躍できる選手を育成すべく、全国小学生学年別大会上位選手および全国少年競技者 育成事業より推薦された小学生を集めた合宿を実施する。ここでは強化だけでなく、各種講習 を取り入れた教育を行い、競技力だけでなく人間力も備えた選手の育成を図っていく。
- ・各合宿での食事は栄養管理をしたメニューを提供すべく、事前のメニュー調整を行うとともに シニアを中心に管理栄養士が帯同し、体重管理等の指導を行う。
- ・コロナ禍の継続により上記内容が計画通り実施できないことも想定し、各種講習や指導をオンラインで実施するなど、代替事業、方法により、柔軟に対応していく。
- (8) 全国少年競技者育成事業(JSCスポーツ振興くじ助成事業)

将来有望な選手の発掘および育成を目的とし、一貫指導システムとして強化選手制度につなげる べく、全国 10 地区において小中学生を対象に合宿を実施する。

- ・少年競技者育成プログラムに基づいた全国 10 地区での合宿を実施し、教育的な内容により、競技力向上だけでなく小学生のうちから人間力や協調性などを身につけさせ、将来的に本連盟強化選手として指名される選手として育成していく。2022 年度の参加人数は選手延 1,244 名(小学生 948/中学生 296)、指導者 309 名を予定。
- ・コロナ禍の継続により各地区合宿の実施が困難な場合はオンラインによる講習や指導に切り替え、事業継続ができるよう検討していく。
- (9) 有望アスリート海外強化支援委託事業(JSC委託事業)

2016年にJSCよりターゲットアスリートに認定された阿部一二三選手および芳田司選手のた

めの強化事業

- ・阿部選手、芳田選手が第33回オリンピック競技大会(2024/パリ)で活躍することを目標として海外において積極的かつ戦略的に強化するため大会、合宿への派遣をしていく。また、両選手に関わる全日本および所属指導者の資質向上を目的とした研修等も実施する。
- ・コロナ禍の継続により、海外での事業が計画通りに実施できない場合は J S C の規定に則って 代替事業を検討し、強化を図る。

7. 国際委員会

(1)会議の開催

全体会議 3回(オンライン)

新型コロナウイルス感染状況下における I J F プロトコルに従い、強化委員会派遣対象外の派遣可能な大会を慎重に検討する。また、新型コロナウイルスの状況が好転次第、学生ボランティア海外派遣事業を再開し、より日本の柔道家が海外と接する機会を創出していく。

また、国際舞台で活躍できる人材を発掘していく。

(2) 国際委員会派遣

JUA公式大会(アジア選手権、アジアカデ・ジュニア選手権)にJUA審判理事を、IJFワールドツアーにIJFから指名されたスーパーバイザー等を派遣する。

川口孝夫氏がJUA審判理事としてJUA公式大会に派遣される。JUA公式大会には各国の会長や役員も多く参加することから情報収集や意見交換等を行うにも良い機会となっている。また、大迫明伸氏は、スーパーバイザーとしてIJFに指名され、大会の審判に関する判定に関して非常に重要な役割を担っている。また、審判規程などについてIJF理事、審判関係者と意見交換などを行う。

(3) 国際交流派遣

- ①交流を目的として、アジアや他大陸で開催される国際大会に I J F 理事や日本人役員、委員を派遣する。また、過去 3 年間派遣を行ってきた嘉納治五郎記念杯ウラジオストクカデ国際大会への派遣を行う。
- ②山下会長がIJF理事としてIJF大会や会議に出席する際に側面的に支援を行い、IJFビゼール会長をはじめ他の理事と意見交換や情報共有等を行うことで関係性をより強化していく。
- ③アジアで開催されるJUA公式大会以外の国際大会に役員を派遣してアジアとの関係性を強める他、年2回開催されるJUA審判セミナー並びにコンチネンタル審判試験を支援していく。
- ④嘉納治五郎杯ウラジオストクカデ国際大会においては、日本中学校体育連盟(中体連)柔道競技部および全国高等学校体育連盟(高体連)柔道専門部の協力を仰ぎながら選手団を派遣する。
- ⑤国際委員会委員長及び副委員長を世界選手権へ派遣し、国際情勢の把握、及び海外チームや在外委員との意見交換等を実施し、国際委員会の事業が国内外の選手に有意義に活用されるよう 円滑化に努める。

(4) 受入交流

新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、12月に国際合宿を開催する場合は準備、運営等を行う。その他、海外チームの受入事業を再開した場合には、適宜対応を行っていく。

新型コロナウイルスの影響で海外選手団の受入を停止しているが、状況が好転次第、海外チームの受入再開をするべく、医科学委員会とも連携を図り検討する。受け入れていただく大学とも慎重に協議する。

なお、強化委員会がGS東京(12月)後に国際合宿を開催する場合、各国連盟に通知するなど 出来るだけ多くの国が参加するように働きかける。

(5) 国際育成事業

①海外に興味のある学生を海外に短期間派遣し、柔道を通じた国際交流を体験してもらう。この事業を通じて、日本とは異なる柔道の環境や海外特有の異文化を経験し、本人が希望すれば青年海外協力隊等の長期派遣も斡旋する。

- ②GS東京等の前に事務局員をIJF大会に派遣し、IJFスタッフと大会の手配方法、費用負担等について協議を行う。
- ③将来のオリンピック審判員の育成を目的とした国際審判員育成事業を行う。

(6) 国際貢献事業

柔道衣、柔道畳が不足している国に対して、要請に応じてリサイクル柔道衣、リサイクル柔道畳 の支援を行う。

日本から支援を行うことで、支援国との連携を強化するとともにより正しい柔道の普及を行う。

8. 医科学委員会

(1)会議の開催

必要に応じて医科学委員会をオンラインで実施、医科学委員会委員と特別委員、事務局が参加、主催大会に関わる議題の場合は、大会事業委員会、強化委員会との合同開催も検討する。

- ・年度事業方針と事業推進状況の確認
- ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔道の練習・試合のあるべき姿を医学的見地から検 討し、本連盟の活動指針立案に向けての提案
- ・重大事故や障害事例の検討と予防と体制整備に関する意見交換
- ・試合での救護体制、選手支援体制整備と課題についての検討
- ・柔道におけるウィメンズヘルスの検討
- ・医科学研究の進捗状況の確認と今後の計画
- ・都道府県協力委員の確認と拡充戦略の意見交換
- ・I J F Medical Commissionの情報の確認
- (2) 柔道医科学研究事業と各種啓発活動

医科学に関する研究課題を選択実施、成果を各種啓発活動へ展開、他委員会との連携

- ・柔道による重大事故予防のため、委員で分担し研究チームを構築しアンケート調査、実験的研究、調査解析を遂行
- ・柔道による外傷、疾患、新型コロナウイルス感染症、真菌感染症、アンチ・ドーピングの実態調 査研究を行い、予防と啓発活動を企画
- ・各都道府県への安全講習指導(重大事故総合対策委員会との連携)
- ・絞め落ちの実態調査(高校・大学)を行い、適切な対応法を検討
- ・女子柔道振興委員会と連携した女性競技者の悩みの解消
- (3) 柔道医科学研究会の開催

柔道と医科学研究に関して、国内外の研究者、医療関係者、柔道家が集まり、研究報告と情報交換の場として柔道医科学研究会を開催する。全国の新型コロナウイルス感染の状況によってはオンラインでの開催を検討する。

- ・医科学研究成果を発表し討論する場を提供することによる国内外の教護担当者、医療関係者、柔 道指導者や一般人の理解の促進
- ・柔道医科学の発展と重大事故・外傷予防に寄与
- (4) 柔道大会の救護充実と感染症予防

全国の救護担当者を対象に講習会を開催し、全国の医科学委員会協力委員と連携し地方レベルでの救護と感染症予防の充実を図る。新型コロナウイルス感染の状況によってはオンラインでの開催も検討する。また、救護物品の整備により怪我の重症化を防止し、また、脳振盪対応に対する知識の啓発を図る。

- ・講習会開催による、全国の柔道試合救護と感染症予防方法の均てん化と資質向上を期待、柔道 競技者の安全を担保
- ・各種大会において脊髄損傷疑い時に、スパインボードを適切に使用し、負傷者の安全と素早い 搬送に寄与
- ・必要な医薬品を常備保管することで、救護能力を推進
- ・本連盟主催大会や要望のある大会で感染対策マネージャーとして感染対策に従事

- ・国際試合や主な国内試合で、脳振盪に適切に対応し、選手の安全性を確保
- (5) アンチ・ドーピング活動

アンチ・ドーピングに関する医科学的知見に基づく指導・教養・提言・治療使用特例 (TUE) などの活動を行う。

- ・日本アンチ・ドーピング規程を周知・浸透させ、クリーンな競技者を育成
- ・日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) と連携して、各種の強化合宿・大会・オンライン講習会等でアンチ・ドーピングに関する講習実施
- ・帯同ドクターが強化選手の観察、支援を行う
- (6) 強化選手の医学的支援や怪我と感染症の予防

強化選手の練習や国際試合に帯同し、選手の健康管理、外傷や病気の予防や治療、試合前後と試合中の脳振盪対応を行う。

- ・強化選手の希望や意見を聴取
- ・強化委員会との情報交換を行い、選手の健康管理と外傷や感染症予防の資料を作成
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みた海外遠征の是非の助言
- ・強化選手・コーチへの適切なアドバイス
- ・脳振盪ベースライン検査を継続的に実施し、実際に発生した脳振盪疑い事例に対処
- (7) 女子アスリートの健康課題に対する教育・啓発活動

月経随伴症状など、女性競技者の健康問題について、その対処法などについて教育と啓発などの 活動を行う。

- ・女性競技者が抱える医学的な悩みに着目し啓発を実践
- ・指導者へも医学的問題へのアプローチを提示ができるよう整理
- ・女子柔道振興委員会と連携し柔道の普及にも寄与

9. アスリート委員会

- (1)会議の開催
 - ① 全体会議 3回(5月、10月、2月)
 - ② 委員長副委員長会議 2回
 - ③ ワーキンググループ(必要に応じて実施)

本委員会の所管事項である、(1) アンチ・ドーピングに関する、アスリートに対する教育・啓発 (2) 女子選手の役割の拡大 (3) 現役引退後の選手の生活設計 (4) 社会に於けるロールモデル としての選手の役割 (5) JOCアスリート委員会および I JFアスリート委員会との連携 (6) その他、選手に直接関係する事項、これらを具体的に検討・立案・施策・実施するべく諸会議を行う。

(2) 現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA意見・情報等集約事業

年1回から2回、現役アスリート、元アスリート、他競技選手、JOC, JADA、アスリート委員会委員によるディスカッションの場(アスリートワールドカフェ事業)の設置及びアンケートを実施し意見交換、情報集約を行う。

※アスリートワールドカフェ事業とは、一般的な会議とは異なる自由で開かれた場で、他競技を交えて現役や元アスリートでの意見交換を行う事業とする。

本委員会の所管事項に関する意見を集約の上、各委員会へ意見の提言、実行につなげると共に、アスリートの情報窓口としての機能を目的とする。

また、新型コロナウイルスの感染状況に応じてオンラインでの開催も検討する。

- (3) イベント関連事業
 - ① プレゼント企画の実施(プロフィールカードなど)
 - ② GS東京バックヤードツアー
 - ③ 講習会・イベント等への講師派遣
 - ④ 柔道普及に関するチャリティー活動

各種イベントを実施することで、現役アスリート、元アスリートの活躍機会の創出、ひいては、柔道競技への新規ファン層の獲得、既存ファン層の拡大を図り、柔道競技の普及・発展につなげることを目的とする。新型コロナウイルスの感染状況に応じ、各イベントのオンライン開催も含め検討する。

10. コンプライアンス委員会

(1) 会議の開催

①全体会議 4回

事業方針の検討として、コンプライアンス意識を従前にも増して浸透させるべく、(2)以下の 方策について、その詳細を検討する。

(2) コンプライアンス資料の活用

あらたに作成した啓発資料である「柔道界から暴力・パワハラ・セクハラをなくそう!」を有効活用すべく、広報誌「まいんど」に掲載するほか、同誌に同封しての配布、登録団体に送付しての配布依頼、指導者養成講習や審判講習会等での指導資料としての活用依頼、各種大会プログラムに掲載しての周知徹底などを含め、様々な活用方法を検討していく。

(3) コンプライアンス講義の実施

都道府県柔道連盟(協会)に対する希望調査を実施するとともに、指導者養成委員会など他の委員会と連携し、様々な機会を捉えて講義を実施していく。

また、最近の事例を踏まえたコンプライアンス講義内容の更新要否なども検討する。

(4) コンプライアンス調査の実施

改正した倫理・懲戒規程など、諸規程の改定内容を踏まえ、新たな事案対応の方法について検討するとともに、これまで以上に調査の迅速化を図り、受理後4ヶ月以内に一定の結論を得るべく、都道府県柔道連盟(協会)との連携も図っていく。

11. 重大事故総合対策委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 5回(4月、9月、11月、1月、2月)
 - ②地域安全講習会への出前講習WG(他委員会と合同)3回 全国都道府県で実施する「安全講習会」への出前講習の実施 事前の希望調査により担当委員を派遣する。医科学、コンプライアンス、指導者養成などの他委 員会との合同講習会との連携を図り、他委員会委員派遣を要請する。
 - ③第5回全国安全指導員連絡会WG 3回 第5回全国安全指導員連絡会を開催、安全指導講習会の実施状況や安全指導の有益な情報の伝 達を図る。
 - ④新たな安全・事故防止の資料集の作成WG 3回 他委員会と連携したヒヤリハット映像資料に基づく、効果的な安全指導・事故防止を推進する。 具体的な映像を活用することで現場の活用度を高める。
- (2) 年度初めの事故防止・安全指導の周知徹底
 - ①小・中・高校生の事故防止・安全指導に特化
 - ・小学生の指導者:小柔協「少年柔道教室」の場を活用
 - ・中高生の指導者:中体連、高体連の総会、安全講習会の活用
 - ・都道府県連盟:総会・安全指導委員の活用
 - ・日本スポーツ協会(JSPO)管轄のスポーツ少年団、教育委員会との連携
 - ②年度初めの事故防止啓発強化期間を設定
 - ・コロナ禍の事故防止の啓発活動 地域差や学校差による練習不足、体力不足が原因の試合における脳震盪等の事故防止
 - ・4~5月の啓発活動 小学生、中学校1年生・高校1年生の初心者事故の撲滅
 - ・6~7月の啓発活動 特に熱中症の防止、合宿・遠征等での事故防止
 - ・「柔道事故ゼロ運動」とのリンク
 - 事故防止啓発文の一斉送信
- (3)地域安全講習会への出前講習会 (10か所程度)

重大事故総合対策委員会と他委員会(医科学、コンプライアンス、指導者養成)共同で講師を選定、 それぞれの見地からの安全指導方法や知識の提供を図る。

- ・都道府県や中体連、高体連で実施される「安全講習会」等に事前の希望調査により講師を選任する。
- ・医科学的見地からの安全指導を徹底するため医科学委員会の委員選任を要請する。
- ・重大事故総合対策委員会(1名)、他委員会(各1名)の講師を派遣する。
- ・引き続きオンラインでの講習会開催を検討する。
- (4) 第5回全国安全指導員連絡会の開催

2023年2月に第5回会議をオンラインで開催する。

- 各都道府県連盟の安全指導員にオンラインで事故防止、安全指導を周知
- 都道府県連盟における安全指導の取組(効果的な事例)の紹介

- ・被害者代表の声を直接聞く機会
- ・安全委員の情報交換及び本連盟への要望の把握
- ・安全講習会の実施、計画書・報告書の提出状況の把握
- ・「柔道の安全指導」第5版及び子ども版の活用状況の把握
- ・ヒヤリハット映像の活用状況の把握
- (5) 新たな発想の安全事故防止の資料集の作成

ヒヤリハット映像資料を作成する。ヒヤリハット映像資料を基に、危険な技や場面を映像化して、 安全意識の向上に役立てる。

- (6) 安全指導資料・冊子の増刷と配布
 - ①柔道の安全指導(第5版)バージョンアップの増刷と配布(約5,000部)
 - ②楽しく安全に柔道しようよ(約2,000部)
- (7) 重大事故調査

早期に調査が必要な事故においては、現場に赴き調査を行い、事故原因、対策等を把握する。

12. 女子柔道振興委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 4回(6月、9月、11月、1月)
 - ②委員長・副委員長・主査会議 3回(9月、11月、1月)

議論内容を実行し、各専門委員会へ提言することで、柔道界のあらゆる分野において女性が活躍することのできる場の創出を図り、日本柔道界の普及および発展、ひいては日本の女性スポーツの発展に寄与する。

(2) 女子柔道意見交換会(1回)

女子柔道に関する活動に取り組んでいる各都道府県連盟の代表者にオンライン形式で参加いただき意見交換会を開催する。本事業では女性のリーダー養成に関わる内容を実施するとともに各都道府県連盟の女性役員(役職者)の交流も図る位置づけとする。

女子柔道に関する活動に取り組んでいる都道府県代表者が参加し、意見交換の場、情報の共有やネットワークづくりの場として活用し、活動の活性化を図る。更には女性リーダーの養成につながるロールモデルを示す機会を作り各地での女性役員登用に向けた契機となることを目指す。また、本事業で集約した活動状況や情報を評議員会、理事会、加盟団体会長会議の場で公表し、女性の声を各都道府県組織の役員に届け、女性役員の登用や女性柔道に関する委員会設置を促し、女性の活躍の場を設けていく。

(3) 女子柔道キャリアップセミナー (1回)

主に女子学生を対象に、指導者資格・審判員資格についての説明、先輩からのメッセージを伝える等、キャリアアップのためのセミナーをオンライン形式にて開催する。

主に女子学生を対象として資格取得や現役引退後の柔道への関りについての啓蒙を目的として行い、公認指導者資格、審判員資格の取得を促すと共に、大学卒業後や競技引退後の柔道離れ抑止を目的とする。

(4) COMEBACK 女子柔道プロジェクト(最大 12 団体)

様々な理由で柔道から離れた女子柔道経験者や初めて柔道に触れる女性をターゲットとした各都 道府県連盟が主催する各種イベント(柔道関連セミナー、健康づくりのための柔道エクササイズ 等)を募集(公募制)し、優良企画には本委員会から補助金を出して支援する。

この様なイベントを実施することで、女子柔道の活性化、女性登録数の増加(元柔道選手の再登録)、家族、親族、関係者の新規柔道愛好者の開拓につなげることを目的とする。

※補助対象費用(最大10万円)

参加者の交通費・旅費、諸謝金、会場の借料費、印刷製本費、その他事業に直接関わりがあると 本委員会が認めた費用

(5)ホームページを利用した女子柔道に関する情報発信(JJ Voice リレーコラムの展開)

本連盟ホームページ内の女子柔道に関するページ内に、JJ Voice リレーコラムの展開を行う。各都道府県の女性柔道に関する活動状況等を掲載する。

女子柔道に関する著名人によるリレーコラムを定期掲載や各都道府県の活動状況の情報発信等を本連盟のホームページ上で行うことで、女子柔道に関する普及・振興につなげることを目的とする。

13. 指導者養成委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 6回
 - ②指導者資格制度部会 8回
 - ③カリキュラム検討部会(改善WG含む) 8回
 - ④他組織関係部会 2回
 - ⑤日本武道館との共催事業に関するWG 3回

全体会議では年度当初の方針、中間の見直しそして年度末のまとめを実施する。全体行事が効果的、効率的そして費用対効果となっているかPDCAサイクルを管理する。小会議については従来までの部会の任務を統合して実施する。各研修・講習会の企画、制度の改革・カリキュラムの検討が主であるが他連盟・組織(JSPO、JSC等)との情報共有、連携等を行う。

- (2) B指導員養成講習会・モニタリングの実施
 - ①講習:全国約42か所にて実施(予定)
 - ②モニタリング:4ヵ所にて実施(予定)
 - ③運営費助成(報告書の提出)*実施都道府県1割負担

各都道府県におけるB指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、 教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

現在の人数 【7,612名】*2020/1/29現在

養成目標人数【8,000 名 ※約600 名(約8%)增】

- (3) Cおよび準指導員養成講習会・モニタリングの実施
 - ①講習:全国約45か所にて実施(予定)
 - ②モニタリング:4ヵ所にて実施(予定)
 - ③運営費助成(報告書の提出)*実施都道府県1割負担 ※全日本強化選手対象のC講習会を含む(強化委員会)
 - ④更新講習会への支援※テキスト送料負担

講習:47 都道府県にて実施予定(本連盟からの費用負担はなし)

全日本実業柔道連盟、全日本学生柔道連盟等主催の更新講習会への講師派遣

各都道府県および本連盟が実施するC指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

準指導員資格の取得についてさらに周知し、各都道府県における養成活動を支援する。

現在の人数 【C9,853名、準204名】*2020/1/29現在

養成目標人数【11,000名 ※1,000名(約10%)增】

(4) 全国指導者資格研修会

下半期に1回、東京都内で開催予定。

- ・都道府県から1名参加(女性指導者の場合であれば1名追加可能)
- ・事務局から指導者資格に関する登録サイトシステムの説明会
- ・都道府県の講習会講師を養成するための集合研修を行う
- ・e ラーニングシステム (Eden)、登録サイトシステムの説明も行う
- (5) 公認指導者資格の取得推進のための広報活動

公認指導者資格の取得を推進するために、各種イベント(セミナー、大会等)で広報活動を実施す

る。

- ・女子柔道キャリアアップセミナーにおける講義
- ・各大会プログラムへの広報資料の掲載
- ・資格取得や更新等に関するマニュアルの作成
- (6) JSPO公認スポーツ指導者資格制度との連携

ISPO主催の研修会、連絡会への参加および関係者との協議を行う。

- コーチディベロッパー養成講習会の受講
- ・コーチディベロッパー養成講習会の視察(受講者以外)
- ・共通科目講習会(Ⅲ)の視察
- ・他、各種研修会(講習会)の視察

JSPOが開催する資格関連諸会議に代表委員や事務局員を派遣し、連絡調整を行う。

グッドコーチ養成のための新しい講習のあり方を学ぶため、コーチディベロッパー受講者以外の委員による研修会視察や、他JSPOが開催または推奨するグッドコーチ養成に関連する研修会や講習会へ委員を派遣する。

- (7) 指導者養成カリキュラム改善に関する事業
 - ①部会内タスクフォースによるA・B・C指導員養成カリキュラムの改善に関する「指導者養成カリキュラム検討部会」会議の開催(6回)
 - ②部会メンバー内タスクフォースによる、カリキュラムの内容・時間数,学習形態(集合講習時間数の妥当性,オンラインシステム導入の是非)に関する原案作成
 - ③ I J F との資格検討ミーティング
 - ・IJFアカデミーを行っている地域に委員を派遣し、調査や責任者とミーティングを行う。
 - ・スポーツ指導者資格認定団体(JSPO、IJFアカデミー)との連携内容に関する原案を作成する。
 - ④フランス柔道指導者研修会の視察 (時期未定)

天理大学にて開催される同研修会を視察し、グローバルな視点での指導者養成担当者との意見 交換および海外指導者との交流を図る。

- (8) 中央指導者資格審查委員会(2回)
 - ①A指導員資格の審査及び認定
 - ②都道府県柔道指導者資格審査委員の審査・認定

A指導員資格は本連盟が管理しており、中央審査委員会が審査し、認定する。また都道府県で審査されたBおよびC指導員資格の最終認定を行う。また、指導者資格の様々な問題、課題に対応する。指導者資格講習会の最終責任を担う。

(9) 大学生対象のC指導員養成講習会

現役大学生を対象として、北海道・東北・関東・東京・関西・中四国・九州の全国 7 ヶ所にて開催 し、卒業時までにC指導員資格を取得させるための支援を行う。受講料は無料とする。

学生は大会等に追われて指導者資格についての意義、関心そして受講する時間がないのが現状であるが、将来的に質の高い指導者を育成するためにも早期にC指導員資格を取得させ、卒業時には B指導員資格を取得させることを目指す。

- (10) 日本武道館との共催事業
 - ①中学校武道授業(柔道)事業に関する小会議(3回)

- ②令和4年度中学校武道授業(柔道)指導法研究事業の開催
- ③第11回全国中学校(教科)柔道指導者研修会の開催
- ・日本武道館との共催事業として、全国のリーダー的中学校保健体育科教諭とともに、授業における柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取組みを行う。
- ・各都道府県の中核となる中学校保健体育科教諭(保健体育科担当教諭)および柔道を専門としない保健体育教諭養成の強化を目的として全国指導者研修会を開催する。
- (11) A指導員養成講習会の開催
 - ①東日本開催 東京 未定(3日間)オンライン講習も別途行う。
 - ②西日本開催 福岡 未定(3日間)
 - ③テキスト作成費 ※オンライン教材の作成

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有したA指導員の養成講習会を、全国2か所にて開催する。上半期にハイブリッド型講習会(対面式、オンデマンド式)、下半期に対面型講習会を実施する。

現在の人数 【2,023 名】 * 2022/1/28 現在

養成目標人数【2,100名 ※100名(約5%)增】

- (12) スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」
 - ①スポーツ庁委託事業に関する会議
 - ②本連盟講師と授業協力者との協同による中学校授業支援
 - ③教員と授業協力者・外部部活動指導者が共に柔道指導力向上を目指すための支援事業(継続)
 - ④ヨーロッパ(オランダ)における柔道指導方法の調査分析と資料入手(継続)
 - ⑤2020 年度「安全で楽しい柔道授業ガイド (DVD付)」の各都道府県及び区町村教育委員会(政 令指定都市)への無料配布、「活用可能性アンケート」の実施、部分改訂

都道府県柔道連盟(協会)にて中学校の保健体育授業で必要とされる授業協力者の養成を行い、コーディネーターを通して中学校へ派遣する。都道府県柔道連盟(協会)公認の授業協力者を円滑に派遣するためにも、都道府県教育委員会との連携・強化を図る。更に、今までの本事業の成果をエビデンスとして、実際の授業協力者導入の効果の検証や、協力教員との授業連携分担の精査を図るための調査・モデル授業を実施していく。より中学校現場の実情に即した事業推進を目標に都道府県教育委員会と連携し調査・分析を行う。

14. ブランディング戦略推進特別委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 4回

全体会議において、委員全体で情報を共有し、方向性を確認する。

②分科会 月1回

ワーキンググループごとの分科会を開催し、各事業推進にあたる具体的な検討を行う。

③外部関係者との意見交換会

外部関係者との情報交換会を行い、他競技のケーススタディ等を行う。

- (2) 動画コンテンツ制作
 - ①大会映像の編集ならびに動画コンテンツの制作

大会映像を編集の上で動画コンテンツとして発信することで、金メダリスト候補が数多く出場する国内大会の魅力を柔道ファンに伝える。各映像は将来に亘り活用出来るよう管理する。

②柔道普及に関する動画コンテンツの制作

各種講習会、合宿、イベント等の撮影を行い、競技面だけではない柔道の魅力を幅広い層に発信する。

③委員会活動のプロモーション動画の制作

ミッション・ビジョン・アクションプランの策定および実行にあたり、柔道界の内外にコンセプトを説明する動画を制作し、周知に努める。

- (3) ライブ配信
 - ①大会映像のライブ配信

大会映像をハイクオリティで撮影し、コロナ禍の影響で大会観戦機会のない柔道ファンに対し、 大会の魅力を発信する。

②大会会場内における無料解説音声サービス

柔道競技経験者以外でも楽しく観戦しやすいサービスを提供することで、来場動機につなげ、観客数の増加を図る。

- (4) ミッション・ビジョン・アクションプランの策定及び実行
 - ①ミッション・ビジョン・アクションプランの策定(2022年度上期)
 - ②アクションプランの実行(2022年度下期)

選択肢や価値観が多様化する現代において柔道が社会に提供できる価値を定義し、柔道界のミッション・ビジョンを確立する。また、それらを実現するためのアクションプランを策定し、各委員会と連携の上で実行する。

15. 全国少年柔道協議会(少柔協)中央委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 1回
 - ②各WG 2回
- (2)「白石基金」表彰

故白石禮介氏寄贈 1,000 万円を原資として、日頃、少年少女の柔道普及・振興に寄与している道場 やスポーツ少年団を表彰し、振興を図る(平成 28 年度より開始)。

2022 年度は、17 団体(案)の表彰を予定。

- (3) 小学生への適切な指導法の提言
 - ①小学生大会(都道府県)の実態調査
 - ②小学生への指導指針作り、啓発事業

小学生の大会や練習の実態を精査し、課題を焦点化して、小学生段階でのあるべき適切な指導の在り方を明らかにする。適切な指導指針に基づく啓発活動を展開する。

- (4) 未経験者(幼年児)への働きかけ
 - ①「転び方教室」指導マニュアル、参考資料の作成
 - ②都道府県単位での事業実施支援
 - ③安全な転び方について(オンライン事業)
 - ・幼児、小学生を中心とする未経験者への「転び方教室」等の啓発事業を企画、実施して柔道の楽 しさと有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。
 - ・女性指導者の活躍の場を確保し、女性指導者の増加を目指す。
 - ・本事業の都道府県単位での展開を推進する。
 - ・安全な転び方についてのオンライン事業を実施し、安全な転び方に関する指導法を研究する。
- (5) 小学校(授業) への働きかけ
 - ①「柔道体験学習」指導マニュアル、参考資料の作成
 - ②都道府県単位での事業実施支援

小学校での総合的な学習の時間の「日本の伝統文化」探究活動、体育の「体つくり運動」の授業を活用して①受身体験、②自他尊重精神、力の有効活用の重要性の学習を企画、実施して柔道の有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。同事業の都道府県単位での展開を推進する。

以上